

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市識別用品整備要項

1 目的

この要項は、わたSHIGA輝く国スポにおいて、近江八幡市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等関係者の識別用品整備について、必要な事項を定める。

2 整備品目

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備する識別用品の品目は、次のとおりとする。

- (1) IDカード（カードケースを含む。）
- (2) 服飾品（帽子及び上着）
- (3) その他運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配付とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他市実行委員会が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、従事する競技役員等の識別を図ることができるものとする。

6 競技共催市との協議による整備

他市と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市と協議のうえ定める。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における識別用品についても、必要に応じてこの要項を準用する。